

日本共産党熊本市議団のなすまどかです。議題 287 号平成 30 年度熊本市一般会計補正予算と議題 289 号平成 30 年度熊本市病院事業会計補正予算について、一括して賛同できない点を指摘し、討論を行いたいと思います。

まずは、一般会計補正予算についてですが、予算決算委員会でも我が会派の上野議員が質疑を行い、議論を交わしていますので端的に 2 点、問題点を指摘したいと思います。

まず一点目は、熊本城見学通路整備に関する 7 億 5 千万円の増額予算についてであります。同見学通路については、第 2 回定例会において、総額 10 億 5 千万円の事業として提案された後、今議会に突如としてルートの変更、安全対策、バリアフリー対策、景観への配慮やエレベーターの大型化、多目的トイレの設置などを行うために、当初の約 1.7 倍と大きく事業費増となる補正が提案されました。様々な事業があり、もちろん資材価格の変動など予期せぬ増減額があることは、仕方ありません。しかし、今回の補正については、遺構調査、ルートの設定、障がい者団体等への聞き取りやそのご意見への対応など、本来事業予算を提案する前になされるべきであったものを行わず、非常に精査の低い段階で事業をスタートさせた点に大きな問題があります。来年度の世界的スポーツイベントに開業を間に合わせたいなど、市としての思惑はあったにせよ、事業がスタートしたのちに、精査し、その結果、当初の予算から大幅に事業費が膨らむという公共事業の在り方は問題であると言わざるを得ません。また、今回の変更項目については、少なくとも 7 月の段階で庁内において明らかになっていたわけですから、その段階で議会や市民にも情報を公開し、意見を求めるべきであったと考えます。今回、大西市長からも見通しが甘かつのではないかと指摘は受け止める旨の発言もありました。市の事業の進め方について、今回のことがないよう改善を求めたいと思います。

2 点目は、熊本城ホール保留床取得費用についての 7 億 1 0 0 0 万円の増額に

ついてであります。この予算についても、開業 1 年後となる現段階で、突如として仕様の変更を行うとのことで増額補正となっています。熊本城ホールの保留床については、当初 283 億円ということで、その効果や必要性、震災後にもっと優先させることがあるのではないかなど議会では様々な論議が行われてきました。こうした中で、専門家からの意見や市民の意見など繁栄をさせ、精査を加え積み上げられてきた金額が 283 億円という保留床取得費用でありました。売買契約も終わらせ、すでに基礎工事は完了、現在は躯体工事に取り掛かっているその段階で、さらに意見聴取を行ったので、仕様を変更し増額をというのは、見学通路同様、当初の事業精査が甘い指摘せざるを得ませんし、熊本城ホールがまさに聖域扱いとなっていると率直に指摘をしておきたいと思います。仕様変更については、その費用対効果など予算決算委員会の上野議員の質疑に対しても明確な説明はありませんでした。また、この見学通路の増額補正と質的に大きく違うのは、仕様変更を受け、7 億 1 千万円増との積み上げを行ったのは、桜町再開発株式会社であり、議会には、仕様変更に関する詳細な内訳、金額の妥当性など情報がほとんど知らされない状況で、採決が迫られていることです。民間が進める事業なので、詳細な内訳は説明できない、民間業者の言い値の金額の妥当性を議会が知ることも調査することもできない、こんな予算を認めることは私にはできません。また、仕様変更については、6 月議会、9 月議会などで説明するべきではなかったかとの、上野議員の質問に対し、大西市長は委員会等でも説明をしてきた旨の答弁を予算決算特別委員会で行っています。確かに、工事の進捗状況等は説明があっていますが、仕様変更については、6 月 9 月議会においては一切説明もなされておらず、政策の検討段階での丁寧な説明が行われたとは到底言えるものではありません。補正予算をあげる段階で、議会に説明をするというやり方を改め、仕様変更の検討を始めたことやその検討経過など、議会への丁寧な説明を求めたいと思います。

今年もあとわずかになります。約 5 0 0 0 世帯の方が、住宅の再建がなされず仮設住宅で年を越されることになります。自宅再建に向けた支援の拡充、一部損壊世帯も活用できる修繕補助事業の創設、医療費減免の復活など、被災

が求めている支援策については、まだまだ取り組むべきことが多々あると思います。税金の使い方も大きく問われていることも、合わせて指摘しておきたいと思います。

次に、病院事業会計について、賛同できない点を端的に述べます。来年10月7日の開業に向け、準備が進められていますが、今回提案された債務負担行為の補正については、市民病院利用者の負担増となる内容も含まれていることから、賛同できません。一つは、駐車場管理業務についてですが、市電など公共交通が利用しづらい場所へと移転されるにもかかわらず、駐車料金が引き上げられることは問題があると考えます。また、診断書等様々な文書発行料についても、現行の料金から値上げとなります。熊本地震での被災を受け、厳しい経営が余儀なくされるなか、新病院開院までの間、医師や看護師、スタッフのみなさんの頑張りでここまでやってきたことも十分承知していますし、診療報酬の改定などで全国の自治体病院の経営も厳しく、新市民病院開院後も健全な病院経営を図っていかなければならないことなど事情は理解できるものです。しかしだからといって利用者に負担増を求めるべきではありません。患者の立場に立った医療を促進するためにも、現行の料金を維持するよう求めるものです。また、検体検査業務については、業務の一部を民間委託する内容となっておりますが、5年間で12億円と事業規模も大きく、県外企業へ委託せざるを得ない可能性も否定できません。新市民病院の雇用や待遇を守る観点、また患者への検査と一体に行うことで、速やかに、適切に、患者の状態を把握し一元的に管理していくためにも、直営が望ましいと考えます。

以上の点を指摘し、討論といたします。